

第3回定例会会議録

令和7年 9月24日（水）

開会 午前10時00分

――開会宣言――

○議会事務局長（内堀淳志君） おはようございます。事務局長の内堀と申します。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、臨時議長が決まるまで、事務局で進行させていただきます。

――理事者及び管理職員自己紹介――

○議会事務局長（内堀淳志君） 理事者及び管理職の紹介をいたします。

小園町長より、順次自席にて自己紹介をお願いいたします。

○町長（小園拓志君） 町長の小園拓志と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（荻原春樹君） 副町長の荻原春樹です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（砥石順一君） 教育長の砥石順一です。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（内堀岳夫君） 総務課長の内堀岳夫です。よろしくお願ひいたします。

○政策推進課長（木内一徳君） 政策推進課長の木内一徳と申します。よろしくお願ひします。

○企画財政課長（小林 靖君） 企画財政課長の小林 靖と申します。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（内堀昌明君） 税務課長の内堀昌明と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○教育次長（阿部晃彦君） 教育次長の阿部晃彦と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民課長（小林達佳君） 町民課長の小林達佳と申します。よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（内堀浩行君） 保健福祉課長の内堀浩行と申します。よろしくお願ひいたします。

○産業経済課長（浅川英樹君） 産業経済課長の浅川英樹と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（金井英明君） 建設水道課長の金井英明と申します。よろしくお願ひいたします。

- 消防課長（中條斉滝君） 消防課長の中條斉滝と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（内堀淳志君） 以上で、理事者及び管理職の紹介を終わります。

――― 臨時議長紹介―――

- 議会事務局長（内堀淳志君） 次に、臨時議長を紹介いたします。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の徳吉正博議員をご紹介いたします。

臨時議長として、議長席にお着きください。

（徳吉正博君 議長席に着席）

- 臨時議長（徳吉正博君） ただいま紹介されました徳吉正博でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

――― 開　　会―――

- 臨時議長（徳吉正博君） ただいまから、令和7年第3回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。

理事者側は、柳澤会計課長から欠席の旨の届出がありました。その他は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 町長招集あいさつ―――

- 臨時議長（徳吉正博君） 小園町長から、招集の挨拶の発言を求められていますので、これを許可します。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

- 町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、ご参

集を賜り、令和7年第3回御代田町議会定例会が開会できることに、心から感謝を申し上げます。

9月7日投開票の御代田町議会議員一般選挙は、定数14に対し15名の候補者の届出があり、激戦の選挙戦となりました。皆様におかれましては、激しい選挙戦を勝ち抜いてのご当選、誠におめでとうございます。

選挙戦を通して、多くの町民の皆様から寄せられた意見や期待は重大であり、責任の大きさを感じられていることかと存じます。議員の皆様におかれましては、地方自治における二元代表制の一翼として、御代田町のさらなる発展を目指し、活発な議論をお願い申し上げます。

共に御代田町を前へ進めていく仲間として、切磋琢磨と協調のバランスの取れた関係であり続けられるように、町としても努力していく所存です。どうかよろしくお願いいたします。

9月11日には、東京駅八重洲口の目の前にあります東京ミッドタウン八重洲という大きなビルがありますけれども、そこの5階のイベントスペース、POTLUCK YAESUにて、御代田町魅力発信PR事業として、信州・御代田を知る会VOL.2を開催しました。東京でのPRイベントとしては、6月17日に銀座NAGANOで観光メディア15社向けに開催して以来、本年は2回目となります。

当日は、招待者も含めて総勢119名の方に参加いただき、町内で高原野菜を生産している株式会社ベジアーツの山本社長と、THE HIRAMATSU軽井沢御代田の矢野総支配人、総料理長の柳原シェフの3名をゲストにお迎えし、御代田町の高原野菜の魅力、HIRAMATSUはなぜ御代田町を選んだのか等をテーマにしたトークイベントの後、実際に当日の朝、ベジアーツの農場で取れたレタスやスティック野菜、町内ベーカリー2社のパンのほか、よなよなエールや自家焙煎コーヒーといった、ふるさと納税の返礼品になっている飲み物なども振る舞いながら、御代田町に関心のある方や移住を考えている方などとの交流を深めることができました。

また、当該イベントには、二十歳を祝う会の際に募集をした御代田町出身の学生さんがお2人、サポートスタッフとして加わっていただき、全体として盛況のうちに終えることができました。

このサポートスタッフでありますけれども、これからも、やはり御代田町を離れ

たとしても戻って来なくなるような、そういう仕掛けをこれからもしていきまして、やはり U I J ターンの中でも特に U ターンがメインストーリーであるという認識の下、これからも学生さんたちとの関係性を深めてまいりたいことが大事だと思っています。

次回も P O T L U C K Y A E S U にて 12 月に開催予定であります、御代田町の魅力を深掘りした情報発信と交流会を開催したいと考えております。

8 月 2 日から開催しております浅間国際フォトフェスティバルは、9 月 30 日の最終日まで残すところ 1 週間ほどとなりました。これまでには海外からの作家を迎えたトークショーや濱野皮革工藝や浅間山麓周辺の作家を迎えたものづくりワークショップなどを開催し、様々な層の来場を促す取り組みをしてまいりました。

また、フォトフェスティバルの中で開催しております「M I Y O T A C O F F E E W E E K E N D」これはつい先日、9 月 20 日、21 日の 2 日間開催しまして、多くの来場者に足を運んでいただき、御代田町の魅力発信につながるイベントとなりました。

今月 30 日までの会期ではございますけれども、さらに多くの皆様にご来場いただきたいと考えているところでございます。

昨年度、令和 6 年度のふるさと納税の実績についてであります、寄附金額は 6 億 7,338 万円、寄附件数は 1 万 3,007 件となり、令和 5 年度と比較して 1,886 万円、642 件増加しました。

これは、令和 5 年度に新規返礼品として開拓した株式会社ヤッホーブルーイングのよなよなエール、水曜日のネコ、インドの青鬼の 3 種飲み比べセットや、インドの青鬼などの単独商品が好調であったこと、また、高級宿泊施設のみが登録できる一休. com ふるさと納税を導入した THE HIRAMA TSU 軽井沢御代田の宿泊クーポンが好調であったことが増加の主な要因と考えております。

もっとも、昨年度 10 月から高級宿泊施設に関する総務省のルールが大きく変わりまして、正直申し上げまして、ホテルについてはかなり苦戦をしながらやってきたと。ただ、手間をかけながらやっているうちに、お客様の数としてはかなり増えてきたのかなと。宿泊券がちょっとストレートに出せない状況になってしまったので、いわゆる客単価、1 人当たりからご寄附いただける金額の単価が平均としては大分下がったわけでありますけれども、その分、ご利用いただけるお客様の数を増や

すということに集中的に施策を進めまして、何とか前年比をプラスで確保するということに至ったわけであります。

昨年度は、地域振興係が頑張って取り組んできてくれたふるさと納税でありまして、係の皆、また、当時は企画財政課にありましたので、企画財政課の皆さんをはじめ多くの職員の協力の下、何とかプラスを確保したというのが昨年度の状況であります。

令和7年度、本年度におきましては、やはり9月いっぱいでもルールが変わってまいります。これは昨年度の宿泊施設と比べるとかなり大きな変更でありますけれども、全国的にほぼ全ての自治体が関係があるポータルサイト等におけるポイント付与の廃止というのが9月末で行われるわけであります。10月からはポイントが付与できないという状況になってまいります。

そういう影響を見越した上で、やはり9月に寄附を増やしていく努力が必要であるということで、そういう状況を見越した上で対策は既に進めているところであります。昨年度の実績額を上回る勢いで推移しているところであります。今後も継続して、新規返礼品の開拓やPR業務に力を入れて、寄附額向上に努めていきたいと考えております。

6月議会において、昨年度からの繰越事業の多さについてご心配をいただいたところであります。繰越事業全体としましては、一般会計で29事業、公営企業会計で2事業、合計31事業を繰り越したところであります。

このうち、一般会計で見ますと、8月末日現在の進捗状況は、8事業が支払いも含め全て完了しております。また、ほかの事業についても、事業として大きくくくった中には、例えば災害復旧事業などがありますので、それは工事が終わり、検査が終わったところで支払いを進めていますので、この8事業以外の支払いがどんどん進んでいる状況であります。

こういった状況の中で、支払いまで全て完了している進捗状況、8月末日現在では進捗率53.8%ということでありまして、12か月分の5か月たった中で53.8ということですから、どうしても年度末にならないと完了してこない事業もあるということに鑑みますと、かなり順調に推移しているものと思っているところであります。

また、これに関しては、やはり6月議会でしっかりとご指摘とご議論をいただき

まして、その結果として、役場内部ではありますけれども、各月の進捗を一覧にまとめていきまして、それが順調に消化できているのかということをまとめながら、毎月毎月対策をしていると、そういう状況であります。これはやはり議会からのありがたいご指摘により、そういうふうになってきたのかなと思っているところであります。今後とも忌憚なくご意見を賜れれば幸いに存じます。

さて、本定例会に提案を予定しております案件は、専決処分事項の報告1件、人事案2件、事件案2件、条例案5件、決算の認定9件、補正予算案8件、報告事項2件の計29件であります。

専決処分事項の報告につきましては、7月10日の議会全員協議会で報告させていただきました令和6年度保育対策総合支援事業費補助金の支出額誤りにより発生した損害賠償について、7月31日に補助金の不足額を保育園に対し賠償金として支払うことで示談となり、専決処分をしましたので報告申し上げます。

町民の皆様、議員の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くおわび申し上げたいと思います。

また、人事案の2件についてであります。これはいずれも監査委員の選任についてであります。

これは、地方自治法第196条第1項で規定されております識見を有する者及び議会選出の監査委員の任期が満了となりますので、新たな任期の監査委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

続きまして、事件案の2件については、中学校体育館冷房設備設置工事請負契約と小型動力消防ポンプ積載車購入契約の2件となります。

中学校体育館への冷房設備設置工事は、年度内で完了するように施工してまいります。また、消防ポンプ積載車は第2分団、これは馬瀬口区の範囲と一致しているわけでありますけれども、第2分団の積載車を更新するために購入するものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

条例案5件については、全てが一部改正となっておりまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正他4件となっております。

このうち、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の

育児休業等に関する法律等の一部改正に併せ、部分休業の取得方法の多様化について改正するものであります。

また、ふるさとみよた寄附条例の一部改正については、町長が別に定める事業に寄附の申込みがあったものについて、財政調整基金へ積み立てができるよう改定するものであります。

次に、決算認定の9件について申し上げます。

令和6年度一般会計の決算総額は、歳入総額92億9,360万円で、前年度に比べ2億8,018万円、3.1%増加し、歳出総額は86億3,750万円で、前年度に比べ1億7,310万円、2.0%増加しました。

歳入につきましては、町税が26億721万円でした。個人町民税が定額減税により減少しましたが、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の増加により、トータルしますと、町税は前年度比1,252万円の増加がありました。

地方交付税は17億6,146万円でありまして、主に人件費の増による給与改定分及び算定基準の改定等により、前年度比2億809万円増加しました。この金額の中には、特別交付税をかなりしっかりと取りにいくということで、当時の財政係には大変ご苦労いただきまして、数千万円単位で増加したということであります。役場としての努力も、この地方交付税の増加には貢献したものと考えているところであります。

国庫支出金は14億6,067万円でありまして、都市構造再編集中支援事業補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、児童手当負担金等の増により、前年度比2億3,560万円の増加でした。

財産収入は1億1,884万円でありまして、旧役場庁舎跡地及び平和台児童館跡地の土地売払い収入、これは令和5年度にあったわけであります。令和6年度では皆減しております。これによりまして、前年度比1億1,766万円の減少となりました。

寄附金は6億8,678万円でありまして、ふるさと納税寄附金の増により、前年度比1,231万円の増加となったところであります。

歳出につきましては、総務費は18億6,822万円でありまして、物価高騰対応定額減税事業の皆増、職員駐車場造成工事の皆増などにより、前年度比2億6,485万円の増加がありました。

民生費は26億2,401万円でありまして、雪窓保育園の大規模改修工事、就学前教育・保育施設整備補助金、私立保育所保育委託料等の増により、前年度比1億6,562万円の増加でした。

農林水産業費は2億6,064万円で、雪窓湖浚渫工事の皆増などにより、前年度比7,610万円の増加。

商工費は2億1,534万円で、U.I.Jターン就業・創業移住支援金及び龍神まつり補助金の増により、前年度比5,809万円の増加でした。

土木費は13億2,763万円でありまして、都市再生整備計画事業費で増加はあるものの、社会资本整備基金への積立金の減、国庫補助事業である交通安全対策補助事業費の減及び災害復旧を最優先に進めるため、町単独道路新設改良事業の計画路線の一部を令和7年度に実施することとしたため減となり、前年度比2億6,107万円の減少となりました。

教育費は6億5,417万円でありまして、文化財収蔵庫建設経費が皆増であった一方、エコールみよた空調設備修繕工事の皆減により、前年度比2億2,903万円の減少がありました。

災害復旧費は1億6,398万円で、昨年8月7日の豪雨災害により、前年度比1億4,518万円の増加となりました。

公債費、これは借金の返済ということです。公債費は6億1,162万円で、平成26年度に借り入れたまちづくり交付金事業に係る公共事業等債の償還終了などにより、前年度比7,623万円の減少となりました。

歳入歳出差引き額は6億5,611万円でした。繰越明許により繰り越した一般財源1億9,193万円を除いた実質収支額は4億6,418万円となり、こちらから後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ2億5,000万円の積立てを行い、2億1,418万円を令和7年度、今年度に繰り越したところであります。

また、特別会計におきましても、それぞれ6特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となったところであります。

財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率のうち、実質公債費比率については4.9%となりまして、前年度から2.9ポイント大きく減少し、今議会において

て良好な決算を報告することができることとなったところであります。

続きまして、補正予算案の8件について申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ8,388万円を増額し、合計100億1,127万円とするものであります。

歳入では、個人町民税の現年課税分において、当初課税が確定しまして、所得割が大きく増収となる見込みから、1億3,500万円の増額を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税において5,060万円の減額を計上しております。

令和6年度の交付税算定において、基準財政需要額でマイナス5,430万円の誤額、また、基準財政収入額でプラス836万円の誤額が発生し、6年度の算定の誤額であったわけですけれども、これが本年度の算定でマイナス調整されたということによりまして、減額となるという仕組みでございます。

寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金において、浅間国際フォトフレスティバルへの指定寄附等で850万円の増額を計上しております。

繰入金につきましては、税収の増等により財政調整基金繰入れを1億円減額しております。

先ほど、個人町民税の現年課税分が増え1億3,500万円の増額を計上したということがありましたけれども、その見合いとしまして、財政調整基金の繰入を1億円減額したことであります。

繰越金につきましては、先ほど申し上げた実質収支の確定により、6,418万円の増額を計上いたしました。

町債につきましては、電気自動車購入について、脱炭素化推進事業債260万円、町有地のり面工事について、緊急自然災害防災対策債60万円、これはいわゆる緊自債と言われるもので、これが60万円。また、防災安全交付金事業に係る公共事業等債810万円などの交付税措置のある町債を活用する見込みが立ったことなどから、1,130万円の増額を計上しました。

議会では繰り返し、この交付税措置のある町債という表現をしておりますけれども、町債を返済する際に、町だけではなくて、国から交付税の形でお金が増額され、それが返済の足しになるというものでありますけれども、いずれもそういった交付税措置のある町債であります。

歳出では、総務管理費で、企業版ふるさと納税寄附金について、今年度の事業実施が困難なものについて、ふるさと創生基金へ積み立てるため、600万円の増額等により、955万円の増額を計上しました。

商工費では、長野県中小企業融資あっせん制度に対する保証料の町負担分583万円の増額等により、953万円の増額を計上しました。

道路橋梁費では、国庫補助事業、防災安全交付金事業、三ツ谷清万線道路改良工事に伴う信号機移設補償費として、2,000万円の増額を計上しました。

特別会計につきましては、前年度繰越金が確定したことなどにより、5会計で総額9,690万円の増額補正を計上しました。

また、公営企業会計では、御代田小沼水道事業において、浅麓水道受水費及び会計等関連システムの改修費用等で182万円の増額、御代田下水道事業において、会計等関連システムの改修費で110万円の増額を計上しました。

この御代田小沼水道事業の浅麓水道受水費については、ポンプの故障により水が不足したことによりまして、浅麓水道企業団から水を買う量が増えたということによるものです。既におかげさまでポンプの取替えをして、状況は解消されているところであります。

報告事件の2件につきましては、令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の訂正と、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

令和6年度の一般会計、特別会計6会計、公営企業会計2会計は全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について、良好である旨を報告いたします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げまして、令和7年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

――日程第1 仮議席の指定――

○臨時議長（徳吉正博君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

――日程第2 議長の選挙――

○臨時議長（徳吉正博君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。議長が指名することに決定をしました。

議長に内堀喜代志議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました内堀喜代志議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、よつて、ただいま指名しました内堀喜代志議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された内堀喜代志議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

――議長当選承諾のあいさつ――

○臨時議長（徳吉正博君） 当選されました内堀喜代志議員、挨拶をお願いいたします。

（新議長 内堀喜代志君 登壇）

○議長（内堀喜代志君） このたび、議員全員の皆様のご推举により議長に就任いたしました内堀喜代志です。

当議会の歴代議長に見習い、議場の秩序を維持し、議事を整理し、中立公正な議事進行に努めたく思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、当町は県全体の人口が減少している中、人口が増えている活気ある町です。住みよい町としてインフラ整備、子育て支援や教育環境の充実をベースに、さらに町を活性化するため、様々な課題の解決に努めてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げて、議長

就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（徳吉正博君）　内堀議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務を全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

（新議長　内堀喜代志君　議長席に着席）

○議長（内堀喜代志君）　お諮りします。事前にお手元に配付してあります議事日程第1号の追加1の日程第1　議席の指定から、日程第15　報告第7号　令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の訂正についてを議事日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議事日程第1号の追加1の日程第1から日程第15を議事日程に追加することに決定しました。

[第1号の追加1]

――日程第1　議席の指定――

○議長（内堀喜代志君）　日程第1　議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

――日程第2　会議録署名議員の指名――

○議長（内堀喜代志君）　日程第2　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって

1番　千葉信一議員

2番　内堀綾子議員

を指名します。

――日程第3　会期の決定――

○議長（内堀喜代志君）　日程第3　会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月15日までの22日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 10 月 15 日までの 22 日間に決定しました。

――日程第 4 副議長の選挙――

○議長（内堀喜代志君）　日程第 4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によつて、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よつて、議長が指名することに決定しました。

副議長に、池田るみ議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました池田るみ議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よつて、ただいま指名しました池田るみ議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された池田るみ議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によつて当選の告知をします。

当選されました池田るみ議員、挨拶をお願いいたします。

――副議長当選承諾のあいさつ――

○副議長（池田るみ君）　このたび議員の皆様のご推举を賜り、副議長の大任を拝しました池田るみでございます。責務の重さに身の引き締まる思いでいっぱいござります。

私は議会に送っていただいて 13 年目となります。まだまだ議員として学び、努力を重ねていかなければならぬと思っております。微力ではありますが、議長

を支え、内堀喜代志議長と共に、議会の活性化及び議会が町民の皆様に身近に感じていただき、信頼が得られますよう全力を尽くしてまいります。

また、これまで先輩議員の皆様と積み上げてきました議会改革をさらに推進をしていきたいと思います。

自然災害が頻発、激甚化する中、議会業務、継続計画、議会BCPの必要性も感じており、検討をしていきたいと考えております。議会の円滑な運営に、議員の皆様のお知恵とご協力をお願ひいたします。そして、公平公正な議会運営を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、副議長就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

――日程第5 議席の一部変更――

○議長（内堀喜代志君） 日程第5 議席の一部を変更します。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、議席の一部変更について朗読いたします。

先例によって、議長の議席は14番、副議長の議席は13番となっておりますので、荻原謙一議員の議席を9番、徳吉正博議員の議席を10番に、小井土哲雄議員の議席を11番に、市村千恵子議員の議席を12番に、池田るみ議員の議席を13番に、内堀喜代志議員の議席を14番にそれぞれ変更します。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） それでは、ただいま変更しました議席に、それぞれ移動願います。

氏名標につきましては、次回の定例会までに形成するということで、ご了承を願います。

――日程第6 常任委員の選任――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって指名します。

事務局長に氏名を一括朗読させます。

内堀議会事務局長。

(議会事務局長 内堀淳志君 登壇)

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、朗読いたします。

総務福祉文教常任委員会 市村千恵子議員 池田 るみ議員 萩原 謙一議員
中山 温夫議員 赤田 憲子議員 黒岩 旭議員
内堀 綾子議員

町民建設経済常任委員会 小井土哲雄議員 徳吉 正博議員 内堀喜代志議員
山本今朝和議員 山浦 久人議員 森泉 謙夫議員
千葉 信一議員

広報広聴常任委員会 市村千恵子議員 池田 るみ議員 徳吉 正博議員
山本今朝和議員 赤田 憲子議員 森泉 謙夫議員
内堀 綾子議員 千葉 信一議員

以上です。

○議長（内堀喜代志君） お諮りします。常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

――日程第7 議会運営委員の選任――

○議長（内堀喜代志君） 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によつて指名します。

事務局長に氏名を朗読させます。

内堀議会事務局長。

(議会事務局長 内堀淳志君 登壇)

○議会事務局長（内堀淳志君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員会 小井土哲雄議員 山本今朝和議員 中山 温夫議員

黒岩 旭議員

以上です。

○議長（内堀喜代志君） お諮りします。常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

それでは、順次、各委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第7条第2項の規定によって互選を行っておりますので報告願います。

総務福祉文教常任委員会から報告を求めます。

総務福祉文教常任委員会、市村千恵子議員。

（総務福祉文教常任委員 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員（市村千恵子君） 総務福祉文教常任委員会から報告いたします。

総務福祉文教常任委員会

委員長 赤田 憲子議員

副委員長 中山 温夫議員

を選出しました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 続いて、町民建設経済常任委員会、小井土哲雄議員。

（町民建設経済常任委員 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員（小井土哲雄君） 町民建設経済常任委員会から報告いたします。

町民建設経済常任委員会

委員長 森泉 謙夫議員

副委員長 山本今朝和議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 続いて、広報広聴常任委員会、池田るみ議員。

（広報広聴常任委員 池田るみ君 登壇）

○広報広聴常任委員（池田るみ君） 広報広聴常任委員会から報告いたします。

広報広聴常任委員会

委員長　内堀　綾子議員

副委員長　市村千恵子議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君）　続いて、議会運営委員会、山本今朝和議員。

（議会運営委員　山本今朝和君　登壇）

○議会運営委員（山本今朝和君）　議会運営委員会から報告いたします。

議会運営委員会

委員長　黒岩　旭議員

副委員長　小井土哲雄議員

を選出しました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君）　以上で、各委員会からの報告を終わります。

――日程第8　一部事務組合議会議員等の選挙――

○議長（内堀喜代志君）　日程第8　一部事務組合議会議員等の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ
って、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

事務局長に氏名を一括朗読させます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長　内堀淳志君　登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君）　それでは、朗読いたします。

佐久広域連合議員

池田　るみ議員　内堀喜代志議員

浅麓環境施設組合議員

池田　るみ議員　森泉　謙夫議員

森泉山財産組合議員

市村千恵子議員 山浦 久人議員

森泉山財産組合規約第5条別紙の

大字草越から

土屋 敏一さん

大字広戸から

柳澤 準一さん

大字豊昇から

神津 岩夫さん

大字両替から

茂木 茂さん

佐久水道企業団議員

市村千恵子議員 小井土哲雄議員

浅麓水道企業団議員

荻原 謙一議員 山本今朝和議員

森泉 謙夫議員

北佐久郡老人福祉施設組合議員

中山 温夫議員 赤田 憲子議員

佐久市・北佐久郡環境施設組合議員

市村千恵子議員 德吉 正博議員

以上です。

○議長（内堀喜代志君） ただいま事務局長から朗読のありました議員をそれぞれの議会議員に指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員をそれぞれの当選人と定めることにござ異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員が、それぞれの議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって告知いたします。

――日程第9 各種委員会委員等の選出――

○議長（内堀喜代志君） 日程第9 各種委員会委員等の選出を行います。

先ほどまでに決定した議会構成を含めて名簿を配付しますので、暫時休憩します。自席でお待ちください。

（議会構成名簿配付）

（午前10時54分）

（休 憩）

（午前10時54分）

○議長（内堀喜代志君） 会議を再開します。

お諮りします。各種委員会委員等の選出については、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各種委員会委員等は、お手元に配りました名簿のとおり選出されました。

――日程第10 諸般の報告――

○議長（内堀喜代志君） 日程第10 諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和7年9月24日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案26件・報告3件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから20ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

21ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時56分）

（休 憩）

（午前11時09分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

これより議案を上程します。

――日程第11 報告第6号 専決処分事項の報告について（令和6年度保育対策総合支援事業費補助金の支出額誤りにより発生した損害賠償について）――

○議長（内堀喜代志君） 日程第11 報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） それでは、議案書2ページをお開きください。

報告第6号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月24日

御代田町長 小園拓志

議案書3ページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、令和6年度保育対策総合支援事業費補助金の支出誤りにより発生した損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年7月31日 専決

御代田町長 小園拓志

1 支払先 おおきくなあれ保育園みよた

2 支払内容 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金

3 賠償の概要 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金について、事務処理の誤りにより、おおきくなあれ保育園みよたに対し、当該補助金が少なく支払いされていた。このことから、令和6年度、保育対策総合支援事業費補助金として、本来の交付額となるよう16万5,000円を令和7年7月31日に支払った。

4 損害賠償額 16万5,000円

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで、報告第6号 専決処分事項の報告についてを終わります。

――日程第12 議案第67号 監査委員の選任について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第12 議案第67号 監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書の4ページをご覧ください。

議案第67号 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして

氏名 井田 理恵

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和7年9月24日 提出

御代田町長 小園拓志

監査委員は、地方自治法196条第1項において、町長が議会の同意を得て、人格が高潔で町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。

井田理恵氏は、4年間にわたって代表監査委員として重責を果たされてきました。このたび、10月14日をもって任期満了となることから、引き続き、監査人として井田氏の選任について議会の同意をお願いするものであります。

議会の同意をいただきましたら、任期は令和7年10月15日から令和11年10月14日までの4年間となります。

以上のとおり、ご同意をいただきますようお願ひいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第67号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数あります。よって、議案第67号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

――日程第13 議案第68号 監査委員の選任について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第13 議案第68号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、荻原謙一議員の退場を求める。

（9番 荻原謙一君 退場）

○議長（内堀喜代志君） 提案理由の説明を求める。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書の5ページをご覧ください。

議案第68号 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして

氏名 荻原 謙一

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和7年9月24日 提出

御代田町長 小園拓志

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項において、町長が議会の同意を得て、人格が高潔で町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。

また、同法及び町条例で、議員のうちから選任される監査員の定数は1人と定められております。

なお、同法197条において、任期は議員の任期とする旨、規定されておりまして、本年9月20日をもって任期が満了になったため、選任同意をお願いするものでございます。

議会の同意をいただきましたら、任期は令和11年9月20日までとなります。

以上のとおり、ご同意をいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第68号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数あります。よって、議案第68号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

（9番 萩原謙一君 入場）

――日程第14 議案第69号 令和7年度 町単 御代田中学校体育館冷房設備設置工事請負契約について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第14 議案第69号 令和7年度 町単 御代田中学校体育館冷房設備設置工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 69 号 令和 7 年度 町単 御代田中学校体育館冷房設備設置工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和 7 年度 町単 御代田中学校体育館冷房設備設置工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記としまして

1. 契約の目的 令和 7 年度 町単 御代田中学校体育館冷房設備設置工事

2. 契約の方法 指名競争入札による方法

3. 契約の金額 1 億 2,738 万円

4. 契約の相手方 小諸市南町二丁目 6 番 10 号

竹花工業株式会社

代表取締役 唐澤 正幸

令和 7 年 9 月 24 日 提出

御代田町長 小園拓志

7 ページは仮契約書になります。

本契約につきましては、9 月 4 日に合計 7 社による指名競争入札を執行し、その結果、小諸市の竹花工業株式会社と 9 月 8 日付で仮契約を締結しております。

工期については、議会議決日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

なお、落札予定額に対する落札率は 96.9 % となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数あります。よって、議案第69号 令和7年度 町単 御代田中学校
体育館冷房設備設置工事請負契約については、原案のとおり決しました。

――日程第15 報告第7号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の訂正

について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第15 報告第7号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越
計算書の訂正についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書8ページをご覧ください。

報告第7号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の訂正について
令和7年5月30日に提出した報告第5号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越
計算書について、別紙のとおり訂正して報告します。

令和7年9月24日

御代田町長 小園拓志

次の9ページ、10ページが訂正した繰越計算書になります。

本件につきましては、令和7年第2回議会定例会報告第5号で報告しました令和
6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について、内容に誤りがありました
ので、訂正をさせていただくものでございます。

訂正の1点目でございますが、令和6年度から令和7年度に繰り越す事業は、令
和6年度の現年度予算の範囲で繰り越しすべき事業の繰越額を計上しなければいけ
ないところ、令和5年度から令和6年度に繰り越した予算額、これは令和5年度予
算額となってしまいますので、これを含めて計算していた事業がございました。令
和6年度決算において予算不足が生じてしましましたので、翌年度繰越額を減額し、
予算不足を解消する訂正でございます。

2点目は、地方債充当率100%を財源とする事業について、充当率100%の

事業であっても、事業費が確定していない場合は、10万円未満の端数について一般財源で確保しておく必要がありますので、運用上、3事業について訂正をしています。

具体的には、11ページの資料をご覧ください。

この資料の太枠の箇所、アンダーラインを引いた箇所が今回の訂正箇所になります。

まず、款2総務費項1総務管理費のしなの鉄道関係経費、地域連携ICカード導入事業、それから、その下の款8項2の緊急自然災害防止対策事業は、事業費が確定しておりませんので、地方債の10万円未満について、財源内訳において一般財源を計上し、財源を変更いたしました。

その下の款8項2の交通安全対策補助事業、道路改良事業は、翌年度繰越額、正しくは2,906万9,000円で、7万7,000円過大に計上しておりましたので、一般財源で調整をいたしました。

その下の都市再生整備計画事業は、翌年度繰越額、正しくは2億8,760万2,000円で、390万9,000円過大に計上しておりますので、特定財源の地方債において減額した事業費に対する起債借入額を計上し、一般財源で調整をいたしました。

款11項2の町単独災害復旧経費は、翌年度繰越額、正しくは2,720万円で、280万円過大に計上しております。こちらも特定財源の地方債及び一般財源で調整をいたしました。

したがいまして、令和6年度繰越明許費繰越計算書の一般会計の合計額は、翌年度繰越額が9億7,235万7,000円で、678万6,000円減額した訂正となります。

その財源については、特定財源である地方債を660万円減額し、一般財源で18万6,000円減額した訂正となります。なお、この訂正により、繰り越しした事業に影響が出る事業はございません。

このたび、訂正に至った第一の原因是確認不足でございます。また、令和6年度に入れ替えた財務会計システムでは初めての処理であったため、確認の手順が確立していなかったことも要因でございます。

再発防止策として、繰越明許費繰越計算書作成時に確認すべき帳票の出し方、項

目、順番等を記載した手順書を作成いたしました。また、各課に作成を依頼する際には手順書を示し、その上で各課及び企画財政課でチェックをしてまいります。

このたびは大変申し訳ありませんでした。

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号 令和6年度御代田町繰越明許費繰越計算書の訂正についてを終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時30分